

令和 8 年 3 月 2 日

お 客 様 各 位

新田みどり農業協同組合

高額な現金出金・振込時等の警察への通報について

平素より、当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

最近、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になって
おります。

お客様が金融犯罪の被害に遭われることのないよう、当組合においては、
群馬県警察本部からの指導により、お客様から一定基準に該当する
高額な現金出金や振込のお申し出を受けた場合等は、職員からお声
かけをさせていただくほか、警察への通報を行うことが求められて
います。

お客様の大切な資産を金融犯罪からお守りするための取組みですので、ご
理解とご協力をお願いいたします。

以 上